

精神科専門薬剤師認定申請資格

1. 精神科専門薬剤師

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 申請時において精神科薬物療法認定薬剤師であり、かつ、日本精神神経学会、日本神経精神薬理学会、日本臨床精神神経薬理学会、日本生物学的精神医学会、日本病院・地域精神医学会、日本社会精神医学会、日本老年精神医学会、日本精神科救急学会、日本認知症学会、日本精神薬学会のいずれかの会員であること。
- (2) 日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会学術大会、上記精神科領域の学会、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、精神科領域に関する学会発表が2回以上（うち、少なくとも1回は発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に精神科領域の学術論文が1編以上（うち、少なくとも1編は筆頭著者）の全てを満たしていること。
- (3) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (4) 日本病院薬剤師会が行う精神科専門薬剤師認定試験に合格していること。

附則

- 1) 平成20年2月2日改定の精神科専門薬剤師認定申請資格は平成20年4月1日より施行する。
- 2) 平成21年6月5日改定
- 3) 平成27年2月14日改定
- 4) 平成29年12月16日改定
- 5) 令和元年12月21日改定、令和2年4月1日施行